



～おかやまの木で家づくり推進事業～ 県産乾燥材を使って木造建築を！

岡山県では、木材需要の大半を占める住宅の建築において、品質の安定した県産乾燥材の利用促進を図るため、県産乾燥材を使用した住宅を建築又は改修する方に対して、補助金を交付する制度を実施しています。

1 対象となる住宅の条件

(1) 住宅の新築

下記の条件をすべて満たす住宅が補助の対象となります。

- ①県内に自ら居住するために新たに建築される一戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができ、延床面積（住宅部分の床面積）が80m²以上のもの）
- ②主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木）に県産乾燥材を8m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占める住宅
※県産乾燥材とは、岡山県の「木材業者等登録」を受けている製材業者が製材した国産材
製材品のうち含水率25%以下の製材品
- ③建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が平成25年4月1日以降の住宅
- ④主要構造部材の施工が完了し、平成26年3月31日までに現地確認が可能な住宅
- ⑤補助の対象となる部材が、国の他の補助事業の対象となる場合は、本事業と国の他の補助事業の対象部材を区別すること
- ⑥県徴収金の滞納がないこと

(2) 住宅の改修

下記の条件に加え、1の(1)の⑤、⑥の条件をすべて満たす物件が補助の対象となります。

- ①県内で改修される既存の住宅
- ②主要構造部材及び内外装材等に県産乾燥材を5m³以上使用し、その使用量が木材使用量全体の50%以上を占める住宅
- ③主要構造部材及び内外装材等の納材が、補助金交付予定者決定通知書の交付日以降であること
- ④主要構造部材及び内外装材等の施工が完了し、平成26年3月31日までに現地確認が可能な住宅

2 受付(申込み)期間等

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで。

（但し、予算額に達した時点で受付を終了します。）

※原則として、新築は棟上げの20日前まで、改修は納材の20日前までに申込みください。

3 補助金の額

新築1件当たり 20万円
改修1件当たり 県産乾燥材使用量に応じて 6～20万円